

行政機関情報公開法・独立行政法人等情報公開法

新・情報公開法

New Commentary on Information
Disclosure Laws

の逐条解説

[第8版]

宇賀克也

している。

(5) 速やかな諮問

地方公共団体において、従前、不服申立ての審理に長期間を要していた事例をみると、単に情報公開（・個人情報保護）審査会における審査に時間がかかっていた場合のみならず、不服申立てがなされてから諮問がなされるまでに多くの日時を費やしている場合が稀でなかった。地方公共団体の情報公開条例においては、情報公開（・個人情報保護）審査会に対して、「速やかに」または「遅滞なく」諮問しなければならないと規定しているものが少なくないが、本条には、その趣旨の規定は明示的にはおかれていない。しかし、審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、本条1項1号・2号の場合に該当しないかを迅速に調査し、該当しないと判断したときには、速やかに諮問手続をとるべきことは当然である。「情報公開に関する公務員の氏名・不服申立て事案の事務処理に関する取扱方針（各府省申合せ等）」中の「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）は、「各行政機関は、不服申立てがあった場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに審査会へ諮問する。諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、不服申立てがあった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする」「特段の事情により、不服申立てがあった日から諮問するまでに90日を超えた事案については、諮問までに要した期間、その理由（特段の事情）等について、年1回、国民に分かりやすく公表することとする」、「不服申立てを受けた行政機関は、不服申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況と見通し等を回答するものとする」としている（同申合せは、審査会答申後の裁決についても迅速化のために類似の定めをしている）。

なお、情報公開条例の中には、審査請求がされてから審査会へ諮問するまでの期限を法定しているものもある（高知市は15日以内、福岡市は30日以内）。渋谷区情報公開条例11条1項柱書は、審査請求があったときに渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会に「遅滞なく」諮問する義務を課しているが、諮問が大幅に遅れた事案において、東京地判平成24・7・10判時2170号37頁は、



新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕

New Commentary on Information Disclosure Laws, 8th ed.

2002年1月30日 初版第1刷発行
2004年3月30日 第2版第1刷発行
2006年5月30日 第3版第1刷発行
2008年5月10日 第4版第1刷発行
2010年8月15日 第5版第1刷発行
2014年3月25日 第6版第1刷発行
2016年10月30日 第7版第1刷発行
2018年12月10日 第8版第1刷発行

著者 宇賀克也
発行者 江草貞治
発行所 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051
東京都千代田区神田神保町2-17
電話 (03) 3264-1314〔編集〕
(03) 3265-6811〔営業〕
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・株式会社理想社／製本・大口製本印刷株式会社

©2018, Katsuya Uga. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-22757-6

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。